

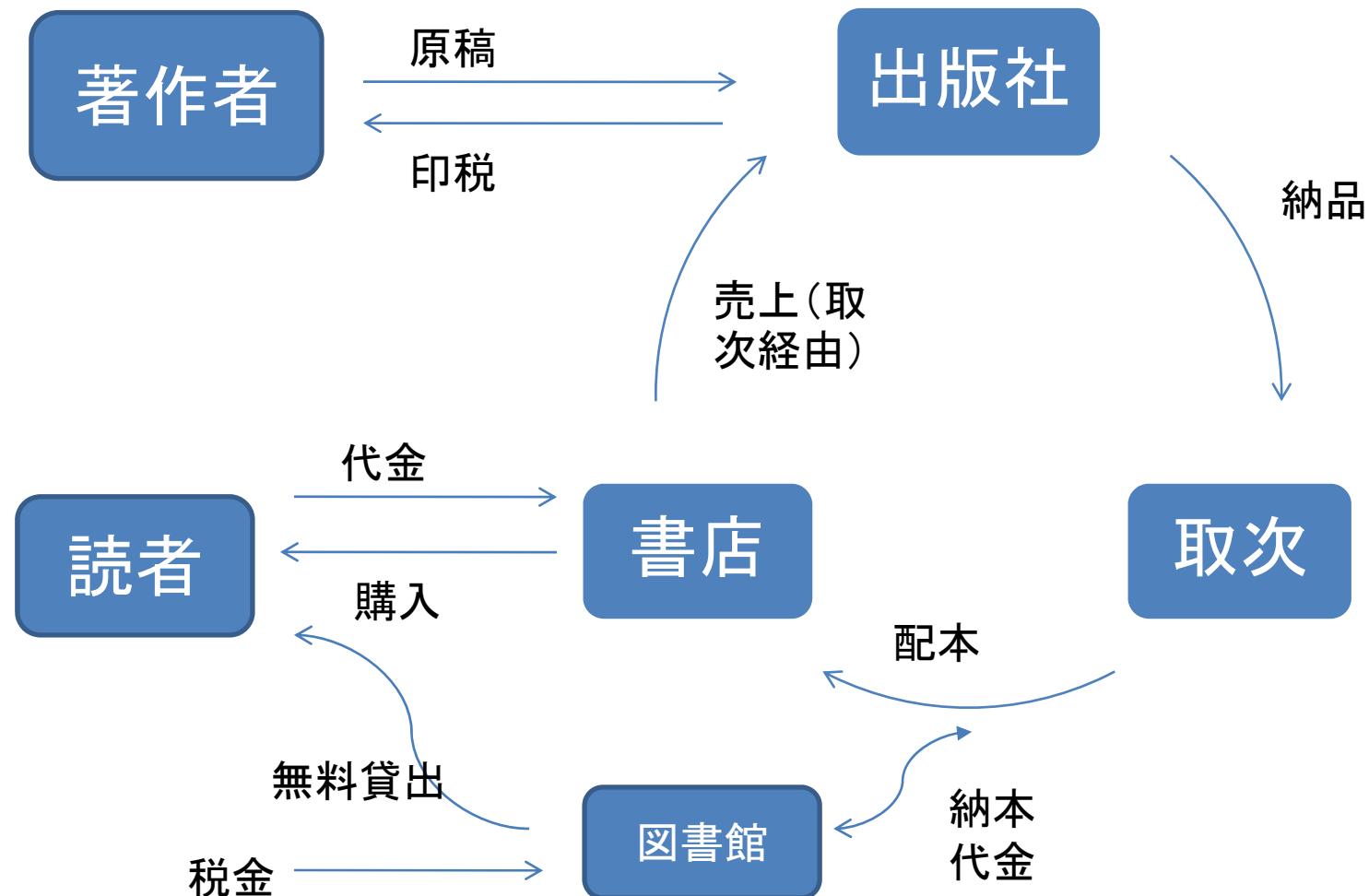
デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会  
出版物の利活用の在り方に関するワーキングチーム用資料  
(2010年5月17日)

出版社の立場から見た、デジタル出版物の流通に関する問題点

一般社団法人日本電子書籍出版社協会監事  
社団法人日本書籍出版協会知財委員会幹事

弁護士 村瀬 拓男

## 出版物の流通概念図



## 従来の出版流通における、考慮されるべきポイント

### 出版社の役割

出版物の企画

編集(著作物を出版物に仕上げる行為)=出版物の内容の質的保証

出版物の宣伝

頒布(印刷物としての出版物を書店等に頒布して流通させる行為)

著作者の育成

著作権情報の情報センター

図書館の「無料」サービスと、書店の「有料」サービスとが、なぜバランスがとれるのか  
(市場で流通している本を前提とした場合)

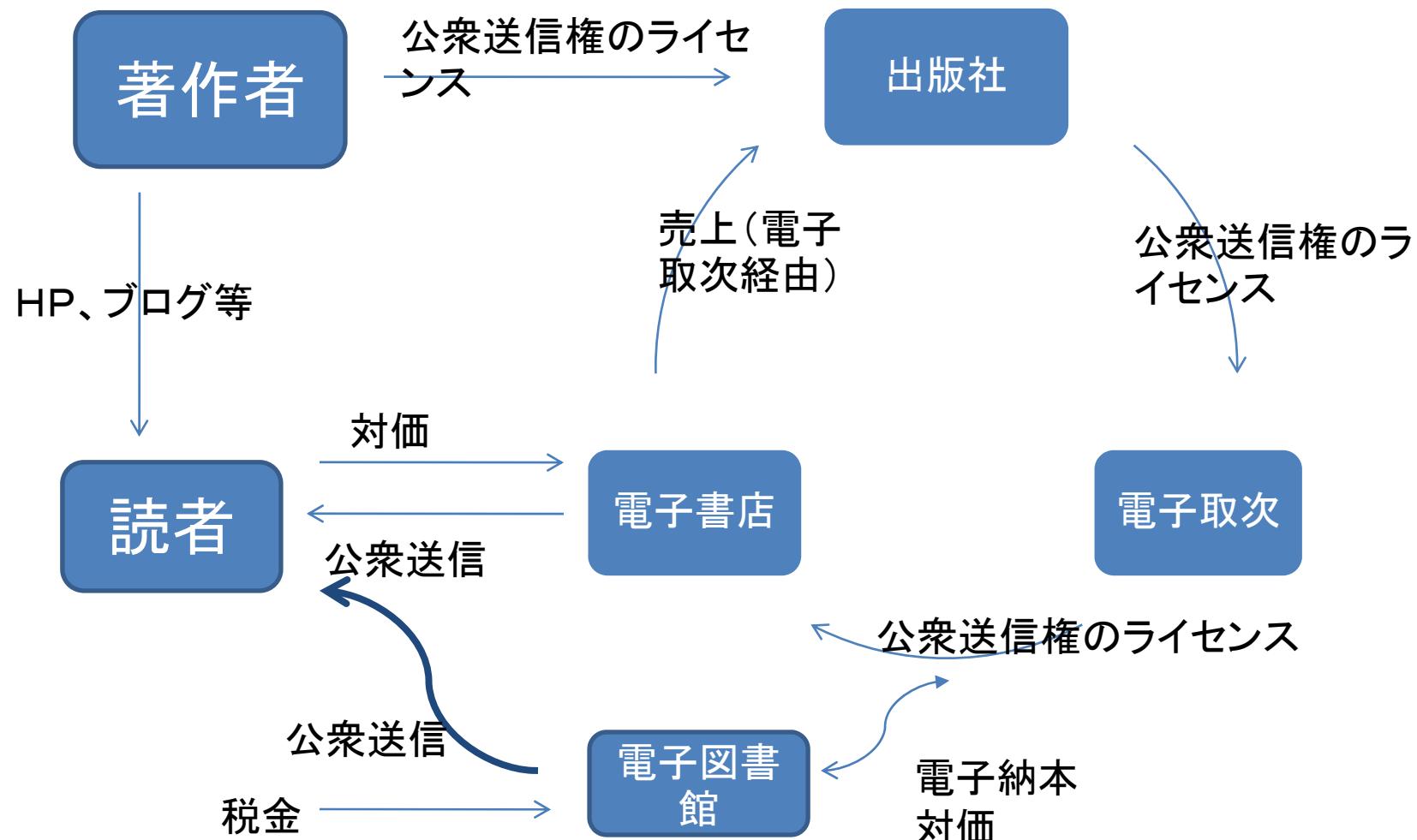
「無料」サービスを利用するためには、「図書館に行き」「誰も利用していない本のみを」  
を利用して「返却する」という、「利用しにくい」行為が必要だから。

パブリックドメイン著作物であっても、出版物として商業流通が存在する

印刷物という「モノ」の流通においては、そのモノの「所有権の売買」という構成により、流通がコントロールされている。交換される価値は本や雑誌というモノに対する対価である。本や雑誌という印刷物に著作権が付着しているかどうかは、通常の流通において問題とされることはない。

複製印刷物を作るコストは高く、印刷物の流通に対する侵害は生じにくい  
「出版権者」に損害賠償や差止請求の当事者適格を与えれば済む。

## 電子出版物の流通概念



## 出版社の役割

電子出版物においても基本的には変化がないはず。

## 電子書店と電子図書館のバランス

「そこに行かなくても」「他の人が利用していても」利用でき「返却は不要」である以上、「電子図書館」と「電子書店」のバランスは決定的に崩壊し、市場は成立しない。

市場と同額の対価発生・利益分配がない限り、(中身の)公衆送信はあり得ない。

パブリックドメイン作品は、このままでは出版物として流通しなくなる。

電子出版物はデジタルデータであり、容易に複製が可能である。

DRMはデジタルからデジタルへのコピー防止には一定程度有効であるが、印刷物からデジタルへの複製については無力である。

問題となっているのは著作物の流通ではなく、出版物の流通である。

出版物には著作物が含まれるが、著作物としてだけでその商業的な価値が評価されるわけではない。

流通するものが「無形のデータ」である以上、データに対しての権利を観念しなければ、流通サイクルは回すことができない。

デジタル複製コストは安く、容易に違法コピーが出回る。

現状では出版社に損害賠償、差止請求の当事者適格がない。

出版社が安定して対価を受領できる環境を保証し、出版物流通サイクルを回す体力を維持する必要がある